

広島県障害者自立支援協議会
「広島県障害者差別解消
支援地域協議会」
令和 3 年度報告

令和 4 年 3 月

もくじ

はじめに	1
第1 広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について	2
第2 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について	6
第3 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数について	11
第4 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について	24
参考資料1 広島県あいサポート運動企業・団体表彰について	33
参考資料2 (一社) お好み焼アカデミーと連携したヘルプマークの普及啓発について	35
参考資料3 あいサポート企業・団体通信について	36
その他の参考資料及び情報提供事項一覧	37
令和3年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会委員名簿	38

はじめに

本報告書は、広島県障害者自立支援協議会の専門部会である「広島県障害者差別解消支援地域協議会」（以下「当部会」）における令和3年度の検討結果を報告書として取りまとめたものである。

当部会への付託事項は、次の項目である。

○ 障害者差別解消法施行後の対応について

◆部会開催状況

開催日程	主な議題
第1回 令和3年11月5日 (web会議)	<ul style="list-style-type: none">○ 広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について○ 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について○ 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について
第2回 令和3年3月25日 (web会議)	<ul style="list-style-type: none">○ 広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について○ 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について○ 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について○ 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

第1 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について

1. 相談件数（令和4年1月末まで）

平成28年4月から健康福祉局障害者支援課内に専門の相談員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に応じるとともに、相談事例の紛争の防止又は解決を図るための関係機関との連絡・調整等を行っている。

令和4年1月末時点の相談件数は、前年1月末と比べて増加している。

○区分 (単位：件)

年度	障害を理由とする 不当な差別的取扱い	合理的配慮 の不提供	計
令和3年度（1月末）	9	35	44
令和2年度（1月末）	2	24	26

○相談方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	手紙	FAX	他	計
令和3年度（1月末）	26	11	5	1	0	1	44
令和2年度（1月末）	9	12	3	2	0	0	26

○障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R3	10	7	0	7	0	0	0	1	0	8	0	3	0	0	8	44
R2	4	4	3	0	0	0	0	0	0	7	2	2	0	0	4	26

※R2年度、R3年度ともに1月末時点の件数

○場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R3	7	8	6	4	1	6	1	0	6	0	0	1	0	1	0	3	0	44
R2	8	4	1	2	1	0	0	0	3	0	1	1	0	0	0	5	0	26

※R2年度、R3年度ともに1月末時点の件数

《対応状況》

○適宜、関係機関等に情報提供するとともに、必要な対応を依頼している。

2 合理的配慮の提供に関する情報提供件数（令和4年1月末まで）

○情報提供件数 (単位：件)

年度	合理的配慮の提供
令和3年度（1月末）	29
令和2年度（1月末）	12

○情報提供方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	FAX	その他	計
令和3年度（1月末）	4	15	2	1	7	29
令和2年度（1月末）	3	9	0	0	0	12

○障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R3	3	11	2	5	0	0	0	1	0	0	1	3	0	2	1	29
R2	3	2	0	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	12

※R2年度，R3年度ともに1月末時点の件数

○場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R3	7	10	2	7	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	29
R2	2	1	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	12

※R2年度，R3年度ともに1月末時点の件数

3 啓発活動の取組

障害者差別解消法に関する普及啓発を図るため、講演、会議、出前講座等により、県民、障害福祉事業者、障害福祉団体、民間企業、市町、県職員等に対して説明や情報提供を行うとともに、市町等に対して、啓発活動への取組を要請している。

令和3年度の取組

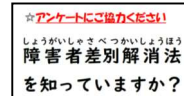
ア 企業等へ訪問し、障害者差別解消法の啓発及び対応を依頼

	企業・団体名	内容
1	広島電鉄株式会社	新入社員研修出前講座
2	オタフクホールディングス株式会社	普及啓発協力依頼
3	八天堂株式会社	普及啓発協力依頼
4	広電不動産事業部	普及啓発協力依頼
5	株式会社広島バスセンター	普及啓発協力依頼
6	マリーナホップ株式会社	普及啓発協力依頼
7	生協ひろしま	普及啓発協力依頼
8	株式会社フレスタ	普及啓発協力依頼
9	広島市身体障害者福祉団体連合会	普及啓発協力依頼
10	広島ガス株式会社	普及啓発協力依頼
11	株式会社アンデルセンサービス	普及啓発協力依頼

令和3年10月22日 フレスタ横川店入り口 啓発会場設置

- ◆アンケートの実施
 - ・障害者差別解消法、あいサポートアート展の周知状況。
- ◆あいサポート運動、合理的配慮について啓発
 - ・あいサポート運動・ステップアップDVDの上映(PC画面)
(リピート再生にて自由に視聴可)
- ◆掲示
 - ・障害者差別解消法ポスター・ヘルプマークポスター
ヘルプマークチラシ
 - ・あいサポートアート展ポスター
- ◆配布物(アンケート協力者優先で配布)
 - ・障害者差別解消法のパンフレット
 - ・あいサポートアート展クリアファイル
 - ・あいサポート運動啓発ステッカーシール

アンケートは壁面(柱)と机の2か所に設置し、年齢30代から90代の方に御協力いただきました。

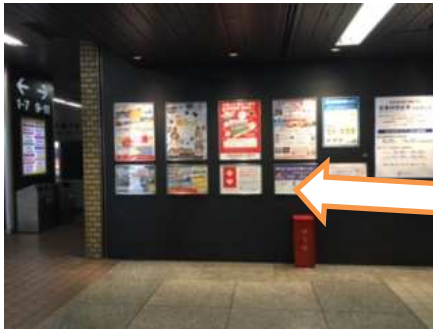


知っている		知らない	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

アンケート シールで回答 総数 55
 ◎障害者差別解消法を知っていますか?
 知っている 23 知らない 32

ヘルプマークポスターの掲示

広島バスセンター



イ あいサポート運動に係る出前講座の実施(令和4年2月末までの実績)

区分	月	内 容
県 庁 県地方機関	4月	障害者支援課新任職員研修(障害者差別解消法の概要)
	10月	東部建設事務所
事業者	4月	広島電鉄株式会社 人財管理本部人事部研修課 (知的・発達障害・肢体不自由)
	4月	広島アルミニウム工業株式会社 八千代センター(知的障害)
	7月	株式会社マリモ(障害全般)
	10月	(有)リラックス多機能型事業所りらくす(三篠町会場) (障害全般)
	1月	株式会社清・さやか
団体	7月	広島県立呉三津田高等学校 定時制課程(発達障害)
	7月	広島文化学園短期大学(知的障害)
	10月	広島県立呉三津田高等学校(発達障害)
	10月	広島県立呉高等技術専門校(肢体不自由・車いす)
	11月	広島市立広瀬小学校 4年生(知的障害)
	11月	学校法人福山医療学園附属施設あさひ子ども園そら (障害全般・発達障害)
	2月	社会福祉法人共助会(知的・発達障害)

ウ ヘルプマーク・ヘルプカード等の配布

障がいのある方を支える「あいサポート運動」の取組として、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークとして、東京都が作成した「ヘルプマーク」の普及促進に取り組んだ。

区 分	配布部数
ヘルプマーク	24,990 個 (R4.2月末時点)
ヘルプカード	21,630 枚 (R4.2月末時点)

第2 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について

1 職員対応要領の策定状況（令和4年1月末時点）

市町名		①：策定状況	②：①が“策定予定”の場合、その時期	③：①が“策定済み”の場合、策定日付
1	広島市	策定済み		平成28年3月24日
2	呉市	策定済み		平成28年2月2日
3	竹原市	策定済み		令和2年3月1日
4	三原市	策定済み		平成28年3月31日
5	尾道市	策定済み		平成28年4月1日
6	福山市	策定済み		平成28年3月14日
7	府中市	策定済み		平成28年3月15日
8	三次市	策定済み		平成28年4月1日
9	庄原市	策定済み		平成29年4月1日
10	大竹市	策定済み		平成29年10月20日
11	東広島市	策定済み		平成28年4月1日
12	廿日市市	策定済み		平成28年4月1日
13	安芸高田市	策定済み		平成28年3月30日
14	江田島市	策定済み		平成28年10月1日
15	府中町	策定予定	令和4年度中	※令和4年3月に開催予定の市町協議会において、諮問予定。
16	海田町	策定済み		平成30年9月1日
17	熊野町	策定済み		平成28年4月1日
18	坂町	策定済み		平成28年4月1日
19	安芸太田町	策定済み		平成28年12月1日
20	北広島町	策定済み		平成28年7月1日
21	大崎上島町	策定済み		平成29年1月1日
22	世羅町	策定済み		平成28年4月1日
23	神石高原町	策定済み		平成28年3月10日

《策定状況》

区分	R3.10.1 時点	R4.1.末時点
策定済み	22	22
策定予定	1	1

2 障害者差別解消支援地域協議会の設置・開催状況（令和4年1月末時点）

市町名		② 設置日付	②令和3年度開催状況（予定）及び協議内容
1	広島市	平成28年9月20日	令和3年7月16日（金）：差別解消の取組状況，相談実績，事業者登録・表彰制度，法改正について
2	呉市	平成30年7月1日	令和4年3月（実施予定）
3	竹原市	平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	令和4年3月24日（木）（実施予定） 県及び市町の相談件数・事例等
4	三原市	平成30年4月1日	令和3年7月15日（木） 法改正，他地域の事例検討，今後の啓発について
5	尾道市	自立支援協議会（権利擁護部会）で対応	令和3年10月4日（月），令和4年1月24日（月）， パンフレットの作成・配布協議
6	福山市	平成28年7月26日 障がい者総合支援協議会（権利擁護支援部会）で対応	令和4年3月24日（木）（実施予定）
7	府中市	平成29年3月1日	開催なし
8	三次市	平成28年2月25日 障害者支援協議会の下部組織として差別解消支援部会の設置を承認	令和3年7月9日（金），11月17日（水）：今年度の啓発活動，出張講座について
9	庄原市	令和元年11月7日	令和4年2月以降（予定）
10	大竹市	平成29年4月1日	開催なし
11	東広島市	平成28年12月28日	令和4年3月11日（実施予定）
12	廿日市市	平成30年1月25日	書面開催（令和4年1月末資料送付）：取組状況，相談事例・合理的配慮好事例等の紹介
13	安芸高田市	平成29年3月1日 自立支援協議会権利擁護部会がその機能を持つことで対応	令和3年4月14日（水），7月14日（水），10月13日（水），11月10日（水），12月8日（水），令和4年2月9日（水），3月9日（水）：今年度の取組，災害時の課題，事例検討，制度の勉強，JRの平面化の要望についての検討，差別解消法勉強会
14	江田島市	平成28年12月8日 地域自立支援協議会内の権利擁護部会において，差別解消支援部会の設置を承認	令和3年6月24日（木），11月18日（木）：障害者虐待防止法についての研修会（講演）
15	府中町	平成30年2月1日 自立支援協議会においてその機能を持つことで対応	令和4年3月（実施予定）
16	海田町	海田町地域自立支援協議会で対応（要綱改正 H28.4.25）	令和4年3月23日（水）（実施予定）：障害者差別解消法について
17	熊野町	平成29年2月9日 自立支援協議会で対応	令和3年11月16日（火）開催

令和3年度 部会報告

18	坂町	平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	開催なし
19	安芸太田町	自立支援協議会においてその機能を持つことに対応	開催なし
20	北広島町	平成28年6月23日 (自立支援協議会で対応)	令和4年3月(実施予定)
21	大崎上島町	自立支援協議会で対応	開催なし
22	世羅町	自立支援協議会(権利擁護部会)においてその機能を持つことに対応	令和3年11月19日(金): 権利擁護センター, 成年後見制度利用促進基本計画, 法改正, 障害者虐待の防止について
23	神石高原町	平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	開催なし

《設置状況》

区分	R4.1月末時点
設置済み	23

3 令和3年度 普及啓発等の取組

区分	取組内容（実施予定の取組を含む）
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ● 県民，障害者団体，関連事業関係者向け出前講座の実施 ● 県主催の研修において，障害者差別解消パンフレットおよびヘルプマークのチラシを配布し合理的配慮の普及啓発 ● あいサポート運動企業・団体へ「あいサポート通信」による情報発信
広島市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員向け「障害者差別解消法及び広島市障害者差別解消推進条例と職員対応要領について」eラーニング研修の実施 ● 市職員向け障害者差別解消法研修会 ● 広島市障害を理由とする差別の解消に向けたシンポジウムの開催 ● 「みんなのお店ひろしま」宣言
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発パンフレットの配布 ● 新入職員研修での説明 ● 市役所庁内LANへの相談事例等の掲示による啓発及び事例共有 ● 民生委員や市民向けに出前講座を開催 ● 市広報紙に特集記事を掲載 ● 関係団体や学生，一般市民を交え，手話言語及び情報コミュニケーションに関する意見交換会を開催
竹原市	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページによる周知 ● 広報紙・自立支援協議会会議で周知
三原市	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者週間イベント 理解啓発のために街頭キャンペーン，映画，アート展等を実施した。
尾道市	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規採用職員研修において，法の趣旨，合理的配慮について研修を実施 ● 市民や事業所向けの出前講座 ● 広報への掲載
福山市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民向け出前講座の実施 ● 庁内研修（新採用職員研修，新任管理者研修）での周知 ● 作成した障害者差別解消法についての啓発パンフレットの配布 ● 市広報誌，ホームページによる啓発
府中市	<ul style="list-style-type: none"> ● 窓口に啓発パンフレットを設置
三次市	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規採用職員研修で障害者差別解消法を説明 ● ケーブルテレビの市情報発信番組において，障害者差別解消法・合理的配慮について啓発（令和3年11月24日（水）～11月30日（火））
庄原市	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発パンフレットの窓口設置 ● 庄原市障害者福祉ハンドブックへの掲載，市ホームページによる周知
大竹市	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙，ホームページへの掲載 ● 啓発パンフレットの配布

区分	取組内容（実施予定の取組を含む）
東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年9月25日から令和4年3月31日まで 「ぐるマルフェスタ・あいサポートフォーラム 2021 ひがしひろしま【WEB開催】」 においてコンテンツ掲載。 対象：一般 ●令和3年7月9日，8月24日 SKH 東広島（要旨：“正直に隠さず話そう”を合言葉に，同じ経験を持つ参加者が 経験や思いを語りあい成長する手助けとなる。）にて，障害者差別解消法につ いての講義実施。 対象：市内障害者支援施設職員（経験年数は問わない） ●令和3年10月 予算編成時，合理的配慮（障害者差別解消法）について職員へ庁内メールで周知 対象：職員 ●通年 庁内フォルダへ職員対応要領を掲載し職員に周知 対象：職員
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい特性を掲載したパンフレットの活用や広報紙・ホームページへの掲載な どによる周知 ●自立支援協議会を通じ、障がい当事者からの合理的配慮好事例の収集及び紹介 など
安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙、ホームページへの掲載 ●障害に関する理解促進事業の実施（発達障害啓発週間における図書館特設コー ナーの設置、市内障害者施設パネル展、市内障害者施設芸術作品展、障害者福 祉施設事業所販売会「あじさい横丁」） ●民生委員児童委員協議会障害福祉部会において障害についての研修会 ●人権擁護の講演会
江田島市	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発パンフレットの設置
府中町	<ul style="list-style-type: none"> ●職員対応要領を定め、内容を広報等により周知予定。 （周知は令和4年度にずれこむ見込み）
海田町	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年12月10日（金）に人権講演会として、パラリンピック出場経験者で ある崎本龍司氏を招き、障がいの理解やともに支えあう社会の実現に向けた講演 会を実施。
熊野町	<ul style="list-style-type: none"> ●町広報紙（R3.12月号）記載 ●町ホームページへの掲載 ●図書館展示（R3.12月）における啓発
坂町	<ul style="list-style-type: none"> ●町広報誌への掲載 ●啓発パンフレットの窓口設置
安芸太田町	<ul style="list-style-type: none"> ●町の身体障害者相談員、知的障害者相談員の連絡会議において、県内の状況な ど周知および報告 ●町が発行する「障害の福祉サービスの手引き」に差別解消法についてを掲載し、 新規手帳取得者全員へ配布。
北広島町	<ul style="list-style-type: none"> ●町ホームページによる周知 ●町広報紙への掲載 ●啓発パンフレットの発行・配布
大崎上島町	<ul style="list-style-type: none"> ●紙媒体（パンフレット、リーフレット等）
世羅町	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法の一部改正に係り，全職員に対してメールで周知。また全課 長，及び主に福祉・医療関係課の職員を対象に啓発研修を実施（動画視聴ほか） ●町ホームページへの掲載 ●啓発パンフレットの窓口設置
神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発パンフレットの窓口設置 ●町広報紙への掲載

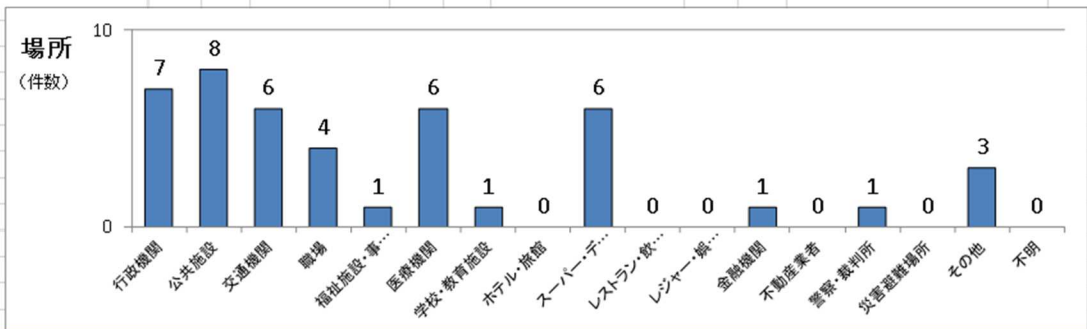
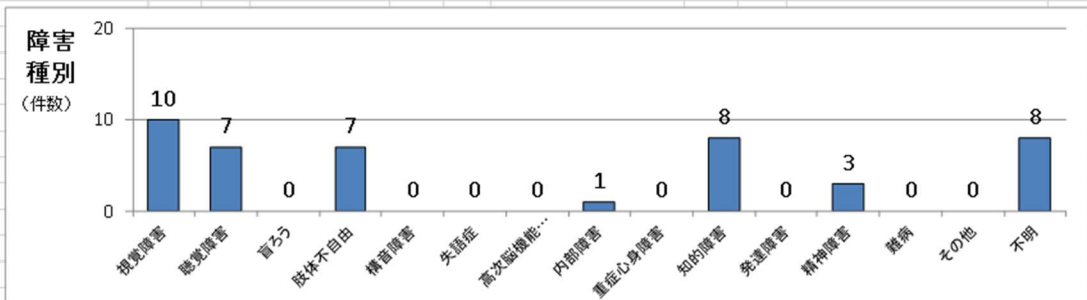
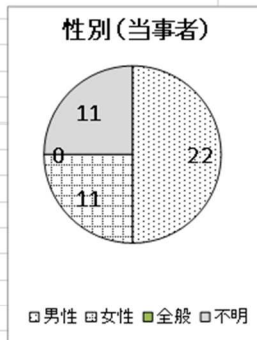
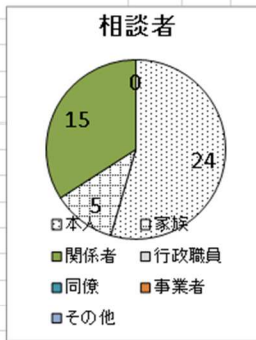
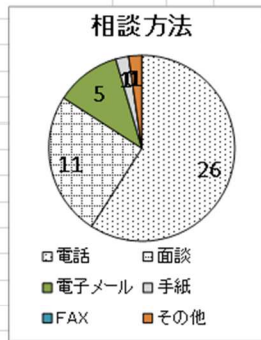
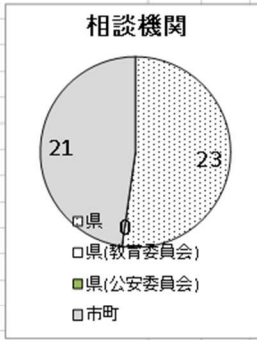
第3 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数について
《令和3年4月～令和4年1月の対応状況》

区 分		相 談 件 数						合理的配慮の 提供（情報提供 件数）	
		不当な差別的 取扱い		合理的配慮の 不提供					
		R3	R3	R3	R3	R3	R3		
広島 県	障害者支援課	11	(12)	1	(2)	10	(10)	4	(4)
	教育委員会	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	公安委員会	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
広島市		2	(2)	1	(1)	1	(1)	0	(1)
呉市		2	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)
竹原市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
三原市		0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
尾道市		0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福山市		2	(1)	1	(1)	1	(0)	0	(0)
府中市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
三次市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
庄原市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
大竹市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
東広島市		1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
廿日市市		3	(6)	0	(0)	3	(6)	6	(5)
安芸高田市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
江田島市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
府中町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
海田町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
熊野町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
坂町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
安芸太田町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
北広島町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
大崎上島町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
世羅町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
神石高原町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
計		21	(23)	5	(4)	16	(19)	10	(19)

※（ ）内は令和3年4月～令和3年9月の間の相談実績

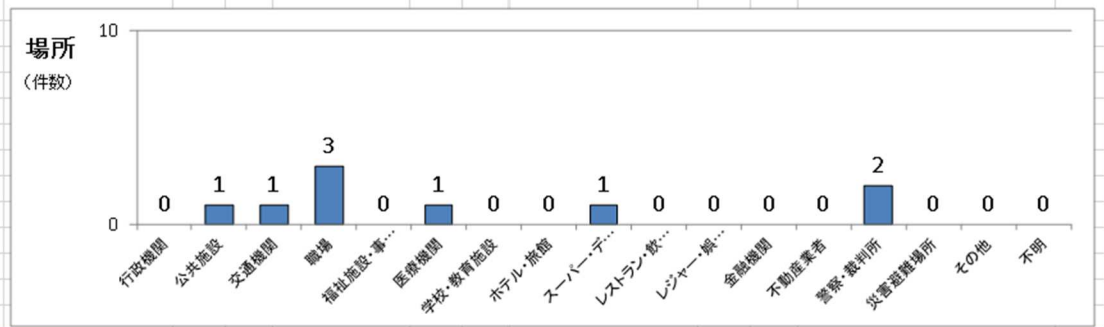
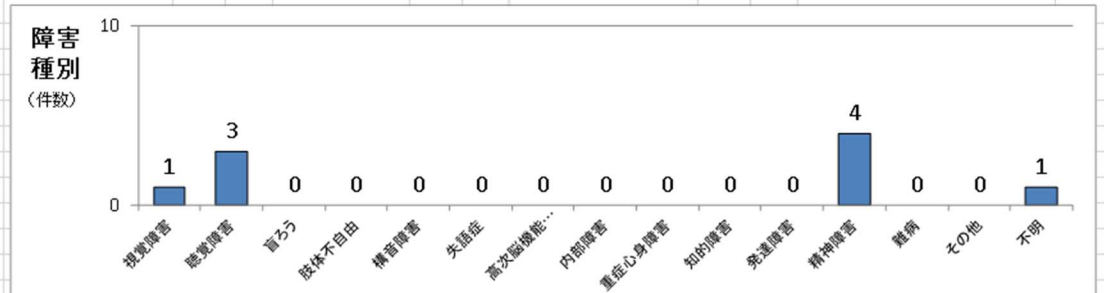
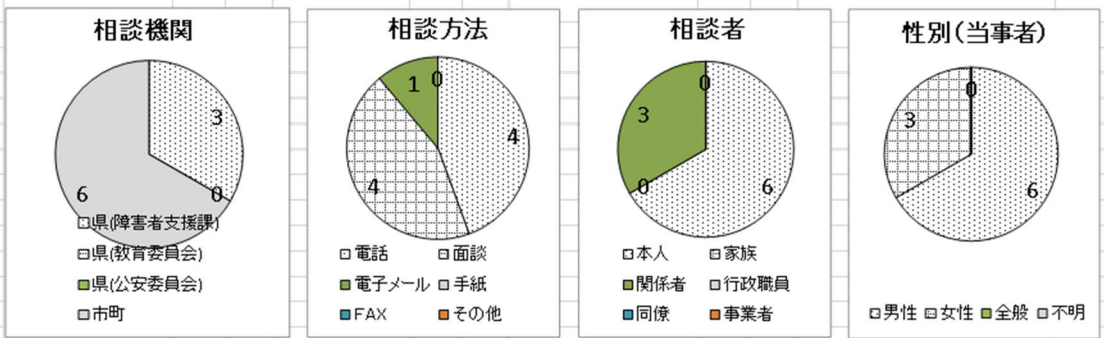
相談件数(総数)【令和3年4月～令和4年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県	23	本人	24	視覚障害	10	行政機関	7
県(教育委員会)	0	家族	5	聴覚障害	7	公共施設	8
県(公安委員会)	0	関係者	15	盲ろう	0	交通機関	6
市町	21	行政職員	0	肢体不自由	7	職場	4
計	44	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	1
		事業者	0	失語症	0	医療機関	6
		その他	0	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	1
		計	44	内部障害	1	ホテル・旅館	0
				重症心身障害	0	スーパー・デパート・小売店	6
相談方法	件数			知的障害	8	レストラン・飲食店	0
電話	26	性別(当事者)	件数	発達障害	0	レジャー・娯楽施設	0
面談	11	男性	22	精神障害	3	金融機関	1
電子メール	5	女性	11	難病	0	不動産業者	0
手紙	1	全般	0	その他	0	警察・裁判所	1
FAX	0	不明	11	不明	8	災害避難場所	0
その他	1	計	44	計	44	その他	3
計	44					不明	0
						計	44



①相談件数(不当な差別的取扱い)【令和3年4月～令和4年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県(障害者支援課)	3	本人	6	視覚障害	1	行政機関	0
県(教育委員会)	0	家族	0	聴覚障害	3	公共施設	1
県(公安委員会)	0	関係者	3	盲ろう	0	交通機関	1
市町	6	行政職員	0	肢体不自由	0	職場	3
計	9	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	0
		事業者	0	失語症	0	医療機関	1
		その他	0	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	0
		計	9	内部障害	0	ホテル・旅館	0
相談方法	件数	性別(当事者)	件数	重症心身障害	0	スーパー・デパート・小売店	1
電話	4	男性	6	知的障害	0	レストラン・飲食店	0
面談	4	女性	3	発達障害	0	レジャー・娯楽施設	0
電子メール	1	全般	0	精神障害	4	金融機関	0
手紙	0	不明	0	難病	0	不動産業者	0
FAX	0	計	9	その他	0	警察・裁判所	2
その他	0			不明	1	災害避難場所	0
計	9			計	9	その他	0
						不明	0
						計	9



①相談事例（障害を理由とする不当な差別的取扱い）

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なる場合があります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
1	電話	本人	警察・裁判所	女性	聴覚障害	<p>駐車禁止等除外標章（身体障害者等用）の更新手続きの為、必要なものを事前に警察に確認した。自分は聴覚障害のため問い合わせは通訳を通して電話で行った。警察の担当者に、聴覚障害であることを伝えると</p> <p>担当者「手続きは代理の人でいい」</p> <p>相談者「通訳を同行して欲しい」</p> <p>担当者「通訳を同行して欲しい」</p> <p>・聴覚障害者だけでは手続きをさせてもらえないのか。これは、聴覚障害者に対する差別にあたるのではないか。筆談が難しい人もあるかもしれないが、「筆談ができる」と言っている場合は対応してほしいことを伝えて欲しい。</p>	<p>県警本部に相談内容を伝え、結果、手続き当日は手話通訳を同行した。筆談の対応ができることを改めて伝えた。</p>
2	面談	本人	職場	男性	精神障害	<p>一昨年の7月11日に交通事故にあり、現在も治療中である。最近になって相手側から民事裁判提起こそあれ、相手側の弁護士からは、追加の治療費支払いは治療終了後の示談金でないと支払う意思はない、と書面で自分の弁護士に送付された。事故当初は精神障害であることを伝え、理解を求めたが、対応が悪かった。今後のことをどのような機関に相談したらよいか。</p>	<p>当課では、事故の補償内容などに介入することはできない。弁護士等の専門に相談することを勧める。人権の相談口は法務局になる。</p>
3	面談	本人	職場	男性	精神障害	<p>通っていた作業所で職員から「そういう態度をするのだったら、さてほしくありません」と言われた。それらのことから、精神的にどんくぐり、パニック障害を起こすようになった。自分かみたいな思いをして作業所に何の処分もないのは納得がいけない。行政で何かできないか。職員の対応は差別にならないのか。また、謝罪を受けていないので要求したい。</p>	<p>話を聞く限り障害を理由とした差別とは判断できない。事業所へ本人の主張を伝え、作業所が本人と話し合いの場を設けるとのこと。</p> <p>作業所によると、本人が精神的に落ち着かず他の利用者を書害する行為があったため帰るよう伝えたとのこと。違う解釈をされたとのこと。また、発言で傷つけてしまったことについては謝罪済とのことであった。</p>
4	電子メール	本人	公共施設	男性	精神障害	<p>自分は弓道が生きがいである。このたびの緊急事態宣言により、市内の弓道場が利用できなくなった。弓道ができないことにより、身体的精神的に調子が悪化している。</p> <p>どうしても弓道場を利用してほしい。関係課に言っても利用させてくれない。</p> <p>障害を理由とする不当な差別的取扱いではないのか。</p>	<p>緊急事態宣言下による弓道場の利用制限は、全ての市民が対象であり、障害者を理由とする不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる。</p>
5	電話	本人	職場	女性	精神障害	<p>雇用先において、上司より、障害があるから看護師としてまともに仕事ができないだろうと言われ、退職勧奨があった。障害があることは言わずに就職したが、その後自分で伝えたら、退職をすすめられた。これは障害者差別になるのか。</p>	<p>雇用に関する障害者差別はハローワークが窓口になることを説明し相談するよう伝え承を得た。</p>

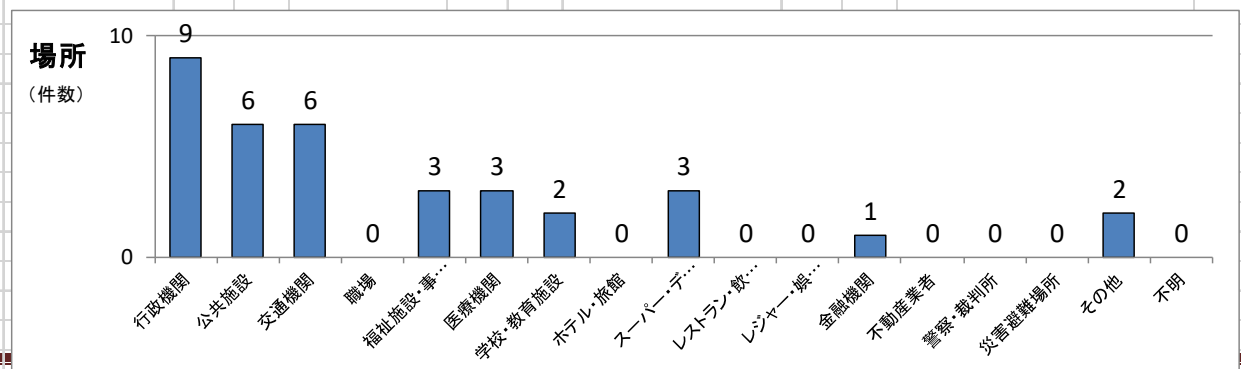
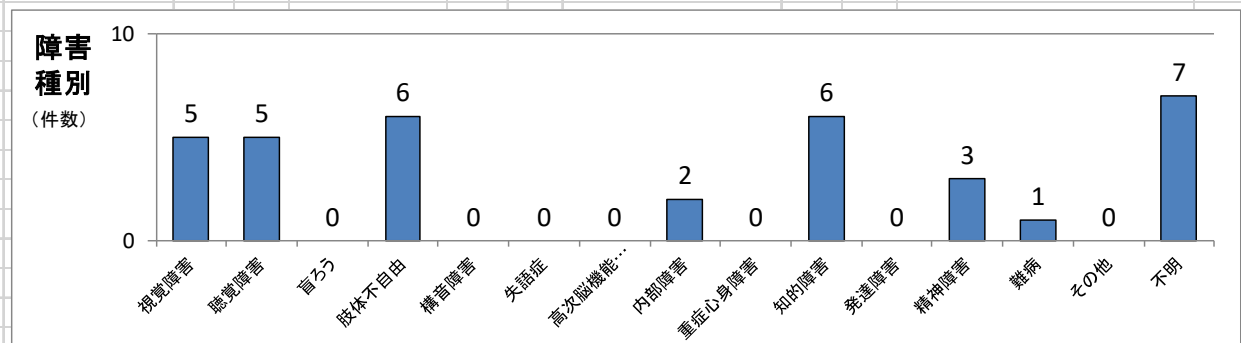
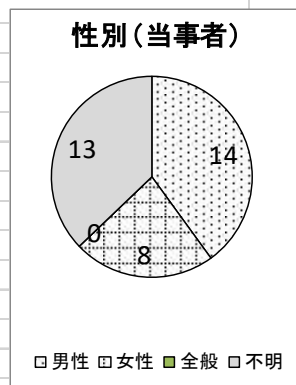
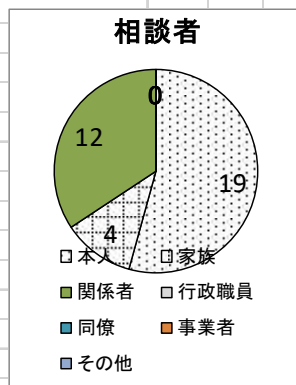
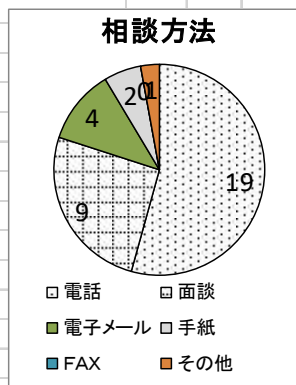
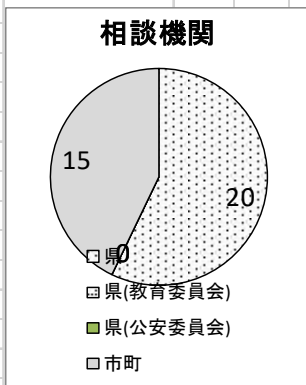
集計期間：令和3年4月～令和4年1月

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
6	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	不明	身体障害者手帳3級所持しているが、コンビニを利用した際、入口付近に人が集まり入れなかったため、道を避けてほしいと伝えたと、 「障害者が出しやばるな」と心無い言葉を言われた。 暴行を受けた訳ではないため、警察に相談しても、暴行で処罰することはできないと言われた。 市役所として何かできることはあるか。	市民の個人的な行為や、その思想、言論については規制できないため、市としての対応は難しい。障害者差別解消法や障害者差別解消推進条例の周知・広報により一層努めていくと伝えた。
7	電話	関係者	交通機関	女性	視覚障害	飲食店での食事後、お店に手配されたタクシーが到着したが、運転手は犬が苦手とのことで乗車を拒否された。(飲食店は盲導犬同伴であることは伝えていなかった。)タクシー会社に、他の運転手の手配、又は別の会社の配車を依頼したが、車両数や運転手も少ないことなどを理由に断られ、ユーザー自身で別の会社のタクシーを手配し、そのタクシー会社では何事もなく乗車できた。	同様な乗車拒否が市内の別会社でも発生することがあれば、タクシー協会などに呼びかける。
8	面談	関係者	警察・裁判所	男性	聴覚障害	自動車運転免許を取得したいと思い、免許センターや自動車学校へ相談していた。 自動車学校から、英語で指導できる職員がいないため、免許センターで仮免許学科試験に合格したら受け入れを考えると話をもらっていた。 が、免許センターで手話通訳者を介して特定後写鏡の条件を希望する旨話すと、「まずは補聴器を試してほしい。」と言われ、補聴器店に行き、テストをして聞こえない旨報告したところ、「別の補聴器店にも行って試してみても」と言われ、テストをしたが聞こえなかった。結果を報告し、特定後写鏡を条件にしたいと言われた。 その後で試してみてもどうかと言われた。 「聴覚障がい者が免許を取得するには、補聴器、特定後写鏡いずれも選べるはず。それを補聴器に拘る意味が分からない。これは差別だ。」と申し出てきた。	補聴器に拘らず、手話通訳者を介して特定後写鏡の条件を希望しても、受け入れてくれる自動車学校を探していく。
9	面談	関係者	医療機関	男性	視覚障害	腰痛のため、クリニックに紹介状を書いてももらい、病院でMRIを撮りに行った際のこと。 病院に向かい、院内に入った際、少し待ってくださいと制止され、その後「盲導犬は玄関の外にいないでください」と言われた。理由を聞くと「犬が動く際に細かい毛が飛ぶので、呼吸器系の患者さんに有害である」と言われた。盲導犬がダメならば、他の病院を紹介してもらえればそこで受けられるからいい、と言うと、最終的に受け入れられなかった。 盲導犬について病院に説明をしたが、100%納得してもらってはいない印象を受けた。市内には私のほかにも盲導犬ユーザーがいるので、その人たちのためにも指導してもらいたい。	市役所だけでなく、盲導犬協会からも電話と郵便がきて驚いている。ご本人は相当気分を害したのだと思う。その後、当院でもいろいろ調べる、法で受け入れ義務が定められていることも理解し、盲導犬の受け入れ体制を進めた。今後は盲導犬ユーザーがいっしょに来院しても受け入れるが、犬嫌いやアレルギーの人もいると思うので、具体的にはこれから話めていく。先日、院内の協議で盲導犬については了承を得たが、今日まで盲導犬や介助犬については念頭にない。盲導犬は玄関の外にいないでくださいと伝えていく。盲導犬が今後は、盲導犬を受け入れていくことをご本人に御連絡したい。盲導犬を受け入れていくことと盲導犬は玄関の外にいないでくださいと伝えていく。なお、当院は「盲導犬は玄関の外に受け入れてはならない。職員が盲導犬を見ておくこと、職員が院内は誘導する言を話したところ、ご本人が逆上して大声を出して来たため、別室で対応せざるを得なかった。医療機関として、誠意を持った対応に努めていたことは分かっている。

盲導犬について説明を行ったが、既に盲導犬について理解されている様子であった。
今回の対応結果を当事者に伝え、理解を得られた。

②相談件数(合理的配慮の不提供)【令和3年4月～令和4年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県	20	本人	19	視覚障害	5	行政機関	9
県(教育委員会)	0	家族	4	聴覚障害	5	公共施設	6
県(公安委員会)	0	関係者	12	盲ろう	0	交通機関	6
市町	15	行政職員	0	肢体不自由	6	職場	0
計	35	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	3
		事業者	0	失語症	0	医療機関	3
		その他	0	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	2
		計	35	内部障害	2	ホテル・旅館	0
				重症心身障害	0	スーパー・デパート・小売店	3
相談方法	件数	性別(当事者)	件数	知的障害	件数	レストラン・飲食店	件数
電話	19	男性	14	発達障害	0	レジャー・娯楽施設	0
面談	9	女性	8	精神障害	3	金融機関	1
電子メール	4	全般	0	難病	1	不動産業者	0
手紙	2	全般	0	その他	0	警察・裁判所	0
FAX	0	不明	13	不明	7	災害避難場所	0
その他	1	計	35	計	35	その他	2
計	35	計	35			不明	0
						計	35



②相談事例(合理的配慮の不提供)

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
1	電話	本人	行政機関	男性	精神障害	警察に相談に行った際に、障害があるため、配慮して欲しいと言ったが対応してもらえなかった。精神障害があるので、丁寧に説明して欲しい。ヘルプマークのことを知らない職員がいるので周知して欲しい。	今回は話を向うことで良いとのこと。ヘルプマークの啓発を継続して行うと伝えた。
2	電話	家族	福祉施設・事業所	不明	知的障害	知的障害のある子どもがグループホームを利用しているが、当該施設で、子どもが不安定になった時に、支援者から薬(精神薬)の服薬を促されるが、圧力を感じる。服薬しないと支援ができないと言われたが、こういったことが度々起こる。本人や家族が納得した上で服薬すべきと考え、飲まないことと支援してもらえないのか。安易に薬を飲ませることは支援の取組ではない。施設側も、薬に頼らない形でもう少し努力して欲しい。	施設側とよく話し合うことを提案した。
3	電話	家族	その他	男性	不明	祖父は児童期の学習環境のため、漢字がほぼ読めないが、届いた接客券の添付書類は漢字表記が多く、ほとんど理解することができなかった。 知的障害者にも漢字の読解が困難な者が多く、同様の状況が想定される。 合理的配慮の提供がなされていないのではないかと考え、読みがなのルビを振る等の配慮が必要ではないかと思ひ、連絡させてもらった。	担当課に伝えた。
4	面談	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	聴覚障害	今は、コロナの関係で仕方ないと思うが、マスクで口元が見えないので、お店で困ることが多い。 レジ袋だけでなく、アプリの利用やクーポンのことなど、支払い時に店員からいろいろ質問される。支払い方法も以前に比べるとバーコード決済の種類も増えて、その分質問されることも増えたと感じる。マスクの着用が必要なのは理解している。しかし、そのせいで困っていることを知っておいて欲しい。	情報提供とし課内で共有した。
5	電話	本人	行政機関	女性	難病	持病のため建築資材、工事中に発生する薬品により、体調不良が起こる。近所で新築中の工務店に建築資材、薬品変更、工事工程の連絡を求めたが、対応してくれなかった。最寄りの相談サポートセンターの担当者には、話は聞いてくれた。合理的配慮として工事業者に対応して欲しい。	工事日程、作業工程等詳細な要望があり、相談者の居住地の福祉課が現在も対応中のため、引き継いだ。
6	電話	関係者	福祉施設・事業所	不明	聴覚障害	社会福祉協議会が主催する介護養成研修に、聴覚障害者が応募し、受講時の合理的配慮として手話通訳を希望したが、全日程に手話通訳を付けることは難しい。	手話以外にも筆記などの配慮が可能か受講者と話し合ってみることを提案した。
7	手紙	本人	金融機関	女性	知的障害	郵便局の対応が悪く、窓口で訴えても相手にしてくれない。配達員が郵便物の確認をする時の態度が悪い。何度も伝えているが、改善しない。いろんなところに相談しているが解決しない。	相談があったことを郵便局に伝えた。相談者とは何度か話し合いを持っているが、配達員の指名はできないこと、配達時を理解いただく必要がある。
8	電話	本人	交通機関	女性	内部的障害	通勤に利用している交通機関で優先座席が利用しにくい。わかりやすくするためのヘルプマークのステッカーを貼って欲しい。心臓に疾患があり、優先席でヘルプマークの周知して欲しいと思う。	旧車両は構造上の都合でステッカーを貼れないが、新車両は話中の段階で固定表示しており、順次新車両になることで理解して欲しいとのこと。

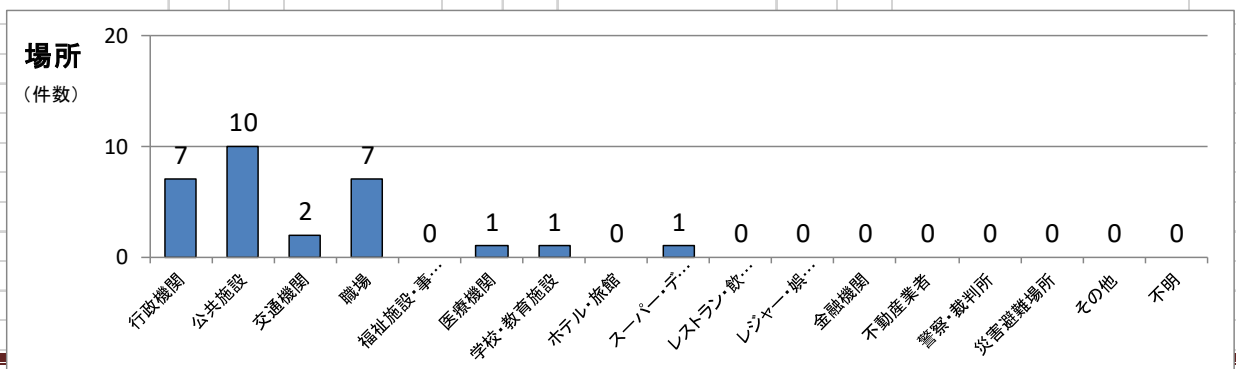
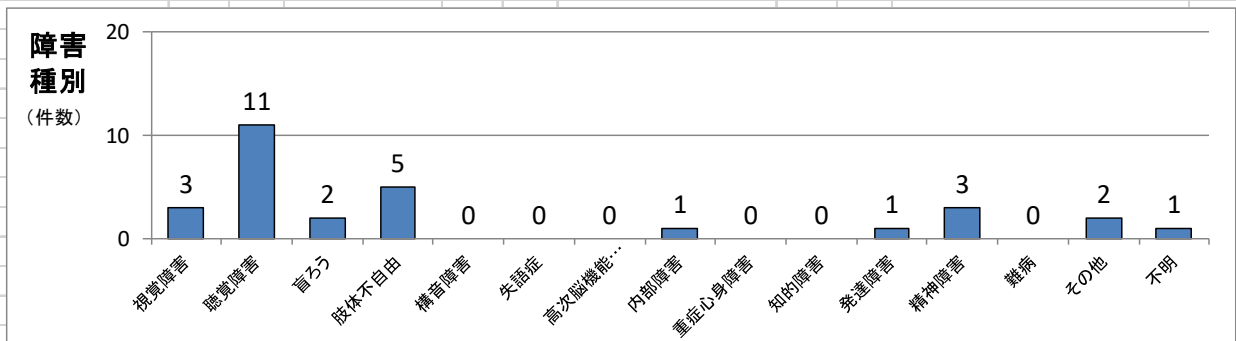
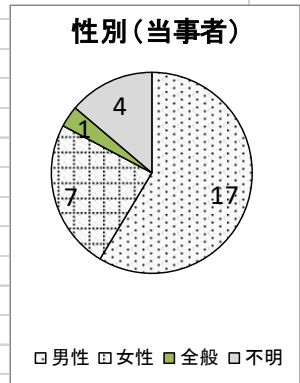
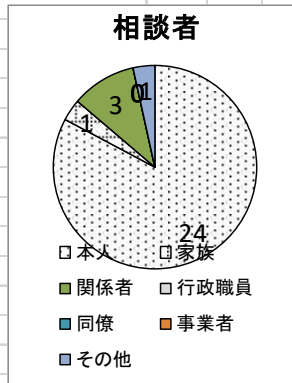
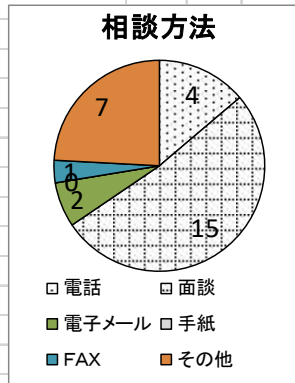
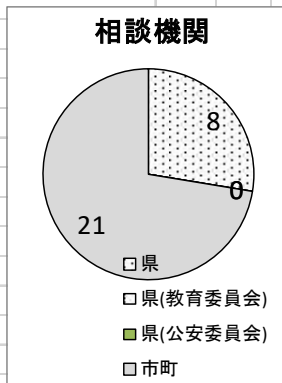
集計期間：令和3年4月～令和4年1月

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
9	電話	本人	公共施設	男性	精神障害	いつも利用している公共施設が、新型コロナウイルス防止対策として、原則使用禁止となった。自分が利用している場所は、屋上におり、屋根や壁、窓はなく、外に面している。自分同行する支援者は2〜3名のため、感染防止としての条件は問題ないと思ふ。病状が悪化するのを防ぎたいので使用を認めて欲しい。自分は精神疾患があり、主治医にも外出の必要性については体調悪化につながるかもしれないと聞いている。これは合理的配慮として認められないものか。	当該施設はコロナワクチン接種会場になっており、市として緊急事態措置期間中、原則施設利用はできないこととしていた。延期や中止ができないことや、事前に予約しているなどがあれば例外として利用を可能としている。相談者は非該当のため利用は難しいことを担当課より聴取し、相談者に伝えた。
10	電話	家族	行政機関	不明	知的障害	子どもの療育手帳更新のために、判定を要した。その時に担当した女性職員から「あなただの子どもは障害が軽いから手帳の更新はない」と発言があった。結果を伝える時の理由に、「障害が重い、軽い」という言い方は障害者を差別している。障害者差別解消法という法律があることを知った上でこの言葉を使っているのか、非難に不愉快な思いをした。当時子どもは5歳で言葉がよく理解していなかったが、親として腹立たしい思いをした。	県担当課に伝え、伝え方に配慮するよう依頼した。
11	電子メール	関係者	行政機関	不明	聴覚障害	成人障害者グループ中継の際、手話通訳はあるものの、字幕がない。要約筆記のスクリーンをワイプで写すことは可能だったのではないかと。	担当課において指摘いただいたことを踏まえ、次回以降の開催に向けて準備を行う。
12	面談	関係者	学校・教育施設	不明	不明	4月に行われた中学校入学式において、体育館前に張り出された新入生の名簿が次のような内容であった。 1組 2組 特別支援学級B (自閉・情緒) 名前〇〇〇〇 (該当者〇名) 当該生徒のうち2名の保護者が翌日に学校へ苦情を入れたが取り合っていないだけだったため、学校教育課長に相談したが認識に温度差があったようである。その後、保護者から相談を受け、学校教育部長と話をしたが、よくないことであったとの認識はあるものの同様に温度差を感じる状況であった。該当の生徒は当初学校に行きたくない状況もあったが、母親の励ましもあり現在は通学している。 教育委員会に確認したところ、市内の小中学校のうち同様の記載が他にもあった。(記載内容は学校によって違いがある。)今回の件において、傷付いた生徒と学校(教育委員会)との間に温度差があると感じており、再発を危惧している。	県教委からは正式名称の使用の指導があり、目に触れるもの(しおりや学級通信など)は保護者と話をして配慮することになっている。この度の件については事前に保護者との連絡ができていなかったことが原因と考へて取りまとめの提出を要請している。 学校へはこの間、1度指導を行っており、経過の再発防止対応として、この度の件については校長会において協議し整理することとしている。 相談者へは教育委員会からも今後、報告・説明を行う。
13	電話	本人	行政機関	男性	視覚障害	おでかけ乗車券の申請ハガキが届いたが、市から送られてくる郵便物の封筒にエンボス加工がなく、市から届いた大切な書類かどうか分からない。先程、職員の人と話したが、これまでも封筒に加工を施していないと言っていたが、市は複製障がい者や高齢者への配慮はしないのか。コロナワクチンの郵便物も無かったが、市はやり方が変わってきたのか。	高齢者支援課長から電話で、郵送した封筒にエンボス加工が無かったことについてお詫びをし、今後については、対応したもので郵送する旨を説明し理解を得た。
14	その他	本人	行政機関	男性	肢体不自由	職員採用試験を受験する際にパソコンを利用してもよいのか。(2件)	辞書機能等を有し、試験問題の解答を補助することとなる電子機器(パソコン、電子辞書等)を使用することによって、他の受験生との公平性・公正性を確保することが困難となることから、パソコンの使用をすることができない。とメールで回答した。
15	面談	本人	公共施設	不明	不明	2階に上がるのが難しいので、エレベーターを設置して欲しい	工事が必要なので、当分は難しい。1階の部屋に変えることができる場合は、変更を勧めている。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
29	電子メール	本人	交通機関	女性	肢体不自由	JRを利用する際に、前日までに駅員さんに乗車する時間を伝えていても、乗車の20分前に駅に来ておくとおっしゃる。	次回利用の際、駅員さんに時間の調整について希望を伝えてみてはどうか。
30	電話	本人	公共施設	男性	肢体不自由	水道資料館を見学した際、エレベーターが設置されていないため2階を見学できなかった。エレベーターの設置がないのは差別ではないのか。	費用の問題等があるためエレベーターの設置がないことが直ちに差別に当たるわけではない。しかし、職員が2階に上がるのを手助けするなど、配慮できる範囲で対応すべきであるため、本市の所管課へ伝えたと回答した。
31	電子メール	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	視覚障害	お店の人に下の内容を伝えてください。 セルフレジ等は、目が見えない視覚障害者は使えません。 ・客が目が見えないと言った際は、来客から商品代金を受け取って店員がセルフレジを操作する ・商品代金を支払った際にお釣がある時は、手渡して渡す ・客が持参した袋を出した際は、店員が袋に商品を入れる ・様々な客が来店しているので、店員は来客によって対応を替える	視覚障害のある方への配慮、支援について、上記相談・依頼内容を伝え、「来店した時に、直接店舗スタッフに必要とされる配慮や支援内容を伝えてもらえれば対応する」との回答を得た。
32	面談	関係者	行政機関	男性	聴覚障害	ろう者がPCR検査を受けるにあたり、遠隔手話通訳を含めた対応を協議した際に、陽性判明者への連絡方法が「電話連絡」とされていることについて確認した。 本市医療保健課より県コロナ担当課へ内容を電話照会。 広島県聴覚障害者センターのホームページに掲載されている「PCR検査等の判定連絡方法について」(令和4年1月19日付けお知らせ)に関し、陽性判明者への連絡を電話対応以外とする場合の申し出は、いつ、どのタイミングで、どうやって伝えるのか教えていただきたい。また、希望方法を伝えるためには、電話対応以外の対応があることを知っていただければ伝えることもできないのでホームページへ記載し、周知を図りたい。	県コロナ担当課回答 ・聴覚障害者センターの掲載内容については承知していないかった。 ・聴覚障害者センターの掲載内容については承知していないかった。 ・非常に難しいが、個別に対応をする。検査会場にて問診票を記載する際に、「電話対応ができない」「電話以外の連絡手段を希望する」旨を記入していただきたい。 ・陰性者への連絡方法を運用して連絡をするので、ショートメールでの連絡となる。アクセスでの連絡は難しい(できない)。 ・個別、特別対応であるため、広く周知されるホームページへの掲載は控えていただきたい。
33	電話	関係者	公共施設	不明	不明	市民センターにエレベーターがないため、上り下りの対応に苦慮している(事業アンケートでの回答)。	市ホームページへの掲載は県担当課の許可が得られなかったため、個別でのお知らせ(聴覚障害者向け生活情報案内)にとどめる。 県障害者支援課へ報告し、合理的配慮の提供の徹底を依頼する。
34	面談	本人	公共施設	不明	不明	2階に上がるのが難しいので、エレベーターを設置して欲しい。	現在のところ、エレベーター設置の予定はないが、要望があったことは伝えておくことと回答
35	面談	関係者	学校・教育施設	男性	知的障害	合理的配慮提供義務違反にかかわる事実認定と改善策提示の依頼(就学先の決定、机いすの提供等)	工事が必要なので、当分は難しい。1階の部屋に変えることができる場合は、変更を勧めたい。そうない場合は、手すりを持ってゆっくり上がり降りしておられる。 10月1日、28日、12月17日に協議の場を設定した。合理的配慮についてその制度保護者と協議しながら合理的配慮の提供及び代替案の提示を行ったが、最終的な合意形成を図ることができなかったことを説明し、合理的配慮の考え方について話し合った。

合理的配慮の提供(情報提供件数)【令和3年4月～令和4年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県	8	本人	24	視覚障害	3	行政機関	7
県(教育委員会)	0	家族	1	聴覚障害	11	公共施設	10
県(公安委員会)	0	関係者	3	盲ろう	2	交通機関	2
市町	21	行政職員	0	肢体不自由	5	職場	7
計	29	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	0
		事業者	0	失語症	0	医療機関	1
		その他	1	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	1
		計	29	内部障害	1	ホテル・旅館	0
				重症心身障害	0	スーパー・デパート・小売店	1
相談方法	件数	性別(当事者)	件数	知的障害	0	レストラン・飲食店	0
電話	4	男性	17	発達障害	1	レジャー・娯楽施設	0
面談	15	女性	7	精神障害	3	金融機関	0
電子メール	2	全般	1	難病	0	不動産業者	0
手紙	0	全般	1	その他	2	警察・裁判所	0
FAX	1	不明	4	不明	1	災害避難場所	0
その他	7	計	29			その他	0
計	29			計	29	不明	0
						計	29



合理的配慮の提供 集計期間: 令和3年4月～令和4年1月

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なる場合があります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的に判断してください。

受付番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
				性別	障害種別	
1	面談	本人	交通機関	女性	内部障害	内部障害があるため、ヘルプマークをバッグに付けてバスに乗車したところ、ヘルプマークに気づいてくれた乗客が、席を譲ってくれ嬉しかった。ヘルプマークの効果を感じた。
2	面談	本人	職場	男性	聴覚障害	例年、退職者には口頭の説明で手続きを行ってきたが、今年度は自分の障害に配慮した対応してくれた。退職日までの流れと退職後の各種手続き、窓口、詳細な方法をわかりやすい解説を入れて手順書を作成し、筆談も交えて説明を受けた。会社の担当者から、手順書の作成は、今回が初めてで前例がないことを聞き大変驚いた。自分から合理的配慮の申し出をしたわけではないが、会社が障害者に対する合理的配慮として対応してくれたと思う。
3	面談	本人	交通機関	女性	精神障害	ヘルプマークを付けている人が、バス内で席の配慮を受けていた。自分も以前ヘルプマークをもらったが、勇気が無く付けられなかった。その後紛失したので、今回で3つ目になるが使いたい。原則1個でないなら、複数枚もらっておきたい。人に紹介するとき用の見本も欲しい。外見からはわからないので配慮してもらいたい。 ⇒ 原則1人1個までの配布としている。見本用の配布は行っていないことを説明し了承された。
4	面談	本人	行政機関	男性	聴覚障害	窓口で相談に行ったら、担当(手話ができる人)が不在だったため、別の職員が筆談してくれたので良かった。手話は無かったが、手話はできたので、対応してもらった良かった。
5	電子メール	その他	行政機関			緊急事態宣言に伴い、地域福祉センターの利用を停止していた。点読ボランティアの人から点字印刷室を使用したいとの要望があった。現状において点字プリンターの利用を認めることに過重な負担はないため、新型コロナウイルス感染症対策の上で、使用を認めた。
6	電子メール	本人	公共施設	男性	肢体不自由	図書館への来館が困難になったが、本を借りた。(障害者手帳交付者) 郵送貸出(15回・30点貸出)
7	面談	本人	公共施設	男性	盲ろう	図書館への来館が困難になったが、本を借りた。(障害者手帳交付者) デジナー資料の紹介及び貸出(2回・10点貸出)
8	面談	本人	公共施設	女性	精神障害	図書館への来館が困難だが、本を借りた。(精神障害者手帳交付者) 郵送貸出(1回・6点貸出)
9	面談	本人	公共施設	女性	肢体不自由	図書館への来館が困難だが、本を借りた。(障害者手帳交付者) 郵送貸出(4回・13点貸出)
10	面談	本人	公共施設	女性	発達障害	図書館資料を借りたが、漢字を読むことが難しかったため資料検索機で検索したり、書架に行っても自分で選ぶことができない。読みたいテーマを電話で話したら選書してもらいたい借りたい。 電話等による読書相談受付(28回)

受付番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
				性別	障害種別	
11	面談	本人	公共施設	男性	聴覚障害	タクシーを呼んで欲しい。一筆談の上、本人に代わってタクシー会社に電話した。
12	その他	本人	職場	男性	視覚障害	研修参加の際、配席を一番前中央(スクリーン等が見やすい位置)にする。
13	その他	本人	職場	男性	聴覚障害	本人が参加する研修等に手話通訳士又は要約筆記奉仕者を派遣
14	その他	本人	職場	女性	聴覚障害	本人が参加する研修等に手話通訳士を派遣
15	その他	本人	職場	男性	聴覚障害	本人が参加する研修に要約筆記奉仕者の派遣を検討したが、調整がつかなかったため、職員で研修内容を伝達するなどを実施
16	その他	関係者	職場	男性	聴覚障害	動画視聴型の研修実施にあたり、聴覚障がいのある参加者をサポートするため、要約筆記の派遣を依頼したい。
17	その他	関係者	職場	男性	聴覚障害	部内研修の開催にあたり、聴覚障がいのある参加者をサポートするため、要約筆記の派遣を依頼したい。
18	面談	家族	学校・教育施設	女性	その他	医療的ケア児の泊を伴う校外学習において、訪問看護の看護師が付き添う費用は行政が負担するべきではないか。
19	その他	関係者	公共施設	その他	その他	令和2年度に改装施工した公衆トイレの優先トイレについて、使い手がより使いやすい環境となるよう、緊急プザーの看板設置をお願いしたい。
20	電話	本人	行政機関	不明	聴覚障害	PCR検査を受けた。聴覚障害者であることを伝えていなかった。帰省してよく配布文書を読みとる際の状況は、ショートメール 随性の場合には電話連絡とあったが、本人が陽性の場合には本人が希望するFAXで連絡を行うよう、対応してくれた。 今後も県検査センターで検査する際は、聴覚障害者がメールやFAXでの連絡を希望されれば対応することを伝える。
21	面談	本人	交通機関	女性	内部障害	電車内で、空き席が無く立っていたら、カバンに付けていたヘルプマークに気づいた男性が、席を譲ってくれたので助かった。ヘルプマークについて、少しずつ広がっている気がした。
22	電話	本人	行政機関	女性	肢体不自由	ワゴン送迎の会場に行ってみると、通路がとて狭く、他の方と同じように移動ができるのか不安に思っていたが、会場内スタッフさんがすぐに気づき、車椅子を押してくれる配慮があり大変助かった。
23	電子メール	本人	レジャー・娯楽施設	女性	肢体不自由	イベントに出かけた帰り、強風が吹いており自分一人で車いすを漕ぐのも大変な状況だった。バス乗り場に行きたくて、会場のスタッフさんに、バス乗り場の場所をお聞きしたところ、車いすを押してバス乗り場まで案内してくださり、とても助かった。
24	電子メール	本人	公共施設	男性	肢体不自由	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい旨を申し出たところ、郵送で貸出を受けることができた。(障害者手帳交付者) (12回・23点貸出)
25	面談	本人	公共施設	女性	精神障害	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい旨を申し出たところ、郵送で貸出を受けることができた。(精神障害者手帳交付者) (9回・46点貸出)
26	面談	本人	公共施設	女性	肢体不自由	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい旨を申し出たところ、郵送で貸出を受けることができた。(障害者手帳交付者) (9回・46点貸出)
27	面談	本人	公共施設	女性	発達障害	図書館資料を借りたいが、漢字を読むことが難しいため資料検索欄で検索したり、書架に行っても自分で選ぶことができない。読みたいテーマを電話で話し、漢字して読みたい旨を申し出たところ、電話等による読書相談として貸付けてもらった。(75回)
28	その他	本人	職場	男性	聴覚障害	研修参加に係る手話・要約筆記奉仕者の配備について、対応してもらえた。
29	面談	本人	行政機関	女性	視覚障害	市役所からの送付書類について、書類の説明を行い、申請書の記入を援助した。

第4 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

所属	項目	取組内容	別添資料
広島県身体障害者団体連合会	身体障害者を理解してもらう	三次市内小中学校にコミック誌「ヤンキー君と白杖カール」を寄贈。	○
	研修の実施	三次市内小中学校より講座の要請を受けてボランティア講師を派遣。	○
広島県手をつなぐ育成会	研修の実施	広島県知的障害者福祉大会で、視覚障害があり「ヒカリカナタ基金」理事長 竹内昌彦先生の講演をDVDで視聴。他の障害の不自由さや合理的配慮を知り、共通の思いもあり大変共感した。	○
広島自閉症協会	研修・講演会等啓発機会の実施	差別解消の基盤としての発達障害特性の基礎的理解に関する研修会の実施を継続して行っている。	
	当団体の直接的取り組みではないが、情報提供として	発達障害のある人の特性に応じた合理的な支援手法について、関係団体と協働でセミナー等を実施。	
広島県宅地建物取引業協会	パンフレットの配布	現在、親しいサッカースタジアムの建設計画が進んでいるが、感覚過敏の子どもを持つ家族や、感覚過敏のある人もスタジアムでの観戦を楽しめるよう「センサリ・ルーム」の設置が予定されている。(広島市)	○
広島法務局人権擁護部	障害者スポーツ人権教室の実施	当会が参画している広島市居住支援協議会において作成した「住宅確保要配慮者への住宅賃貸の際に役立つサポート情報パンフレット」を会員に配付し、周知を図った。	
	人権相談の実施	広島県障害者スポーツ協会と連携し、体験型の障害者スポーツ人権教室を実施した。	
	人権侵害事件処理	令和2年相談件数3349件の内、障害者対象相談25件(令和3年事件は集計中)	
広島県教育委員会	研究事業発表に係る合理的配慮	令和2年中人権侵害事件144件の内、障害者対象事件3件(令和3年事件は集計中)	
	専門研修講座に係る合理的配慮	聴覚障害の方にも対応できるよう、ホームページ上での動画配信の際、プレゼン資料の読み原稿も提供する。	
	研修の実施	障害の種類に応じて、研修会場の配慮(エレベーターや入口にスロープがある建物にある研修室で実施する。)及び点字資料、手話通訳等を準備するようにしている。	
		学校の要請により、教職員を対象とし、合理的配慮に関する研修を所属する学校で実施。	
		教育センター職員が学校等の支援のために実施する研修等において、基礎的環境整備であるユニバーサルデザインの授業や合理的配慮である個に応じた指導・支援について説明した。	

【広島県身体障害者団体連合会 提供資料1-1 コミック誌寄贈】

コミック誌を各学校(市内全校)寄贈



【広島県身体障害者団体連合会 提供資料 1-2 無料講師派遣】

無料講師派遣授業のご案内

三次市身体障害者連合会・三次市社会福祉協議会
“障害”への理解に関する啓発授業



【取り組みの目的・概要】

本取組は、児童・生徒に対して、地域で暮らす障害者の生活や課題、当事者としての取り組み等について理解を深めてもらえるよう、啓発授業を行うものです。

昨今、「障害」に対する理解については、「障害者差別解消法」施行による“合理的配慮”の実施や、国際的にも2030年までに達成を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の中に“人や国の不平等をなくす”と挙げられるなど、社会的気運が高まっています。

三次市身体障害者連合会としても、三次市社会福祉協議会と連携し、積極的に当事者発信をしていくことで、地域共生社会の実現に向けた取り組みをすすめたいと考えております。

当事者しか持ち合わせていない事実を伝えることによって、児童・生徒が今まで知らなかった世界を知り、自分事としても考える力をつけられるよう、本授業を是非ご利用ください。

【講師派遣授業の詳細】

派遣対象：小学校、中学校

実施日：令和3年4月1日～ 貴校のご都合の良い日

*講師との調整状況によりご希望に添えない場合もあります。

使用場面例：・総合（みんなが暮らしやすい地域について／自分たちにできること）
・道徳（思いやりの気持ちを育てよう） 等

実施時間：貴校のご要望に応じて決定します

実施場所：貴校内、または貴校が指定した会場

*貴校にて会場の確保をお願いいたします。学校外施設での開催も可能です。

対象人物：不問

*学年、クラス数は問いません。1クラスから学年全体まで対応いたします。

授業内容：貴校のご要望に応じて決定します。内容例は以下の通りです。

- ・障害（視覚・聴覚・身体など）についての紹介
- ・当事者の生活や経験に基づいた話（当事者として伝えたいこと）
- ・障害に関する社会の取り組み 等

派遣費用：無料 *講師料、講師交通費等、一切費用はかかりません。

申込方法：三次市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL：(0824) 63-3340


E-mail：mycity3@ca.wakwak.com

電話または電子メールにてご相談ください。その後当会よりご連絡し、実施日、授業内容等を確認・調整させていただきます。

【広島県身体障害者団体連合会 提供資料 1-3 無料講師派遣】

“障害”への理解に関する啓発授業～実施例～

地域で暮らす当事者や活動のことを知ってもらい、自分事として考える学びを！



授業内容例 2 単元/100 分	
冒頭説明（自己紹介・障害について説明）	20 分
当事者の経験	30 分
休憩	10 分
障害者を支える取り組み	30 分
質疑応答	10 分

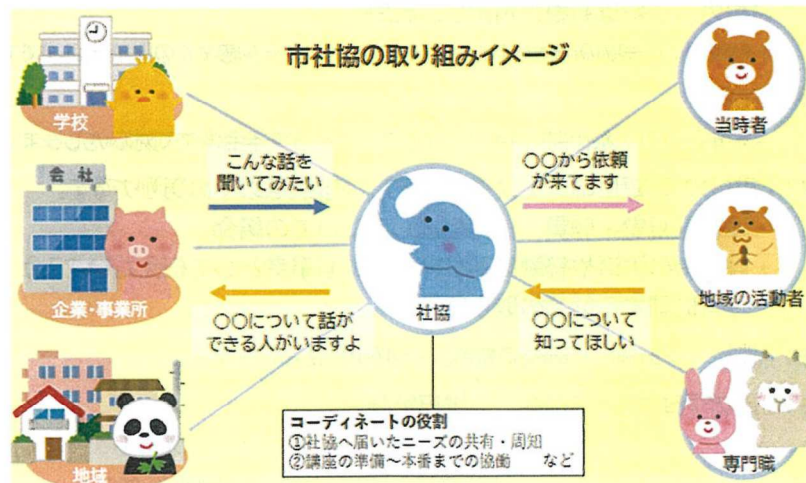
* 授業時間・内容は、学校の都合に合わせて調整が可能です。

昨年（令和2年）7月、小学校5年生の授業で“社協について”“障害について”“介護について”“福祉体験”“ボランティアや地域福祉の活動”の話をしてほしいと依頼をいただき、週1回学校で話をさせてもらいました。

“障害”と“ボランティア”については、地域の当事者・活動者から話をさせていただきました。講師を依頼したお二方には「自分たちのことをもっと地域（子ども達）に伝えたい」と快く協力していただきました。

“障害”については、視覚障害のある当事者の立場から、“一般的な視覚障害のイメージと実際のギャップ”や、自身の経験談を伝えていただきました。児童からは「日常生活で困ること（工夫していること）」についての質問があったり、自分達もできる手助けを考えてもらえました。

【三次市社会福祉協議会の取り組み】

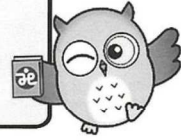


社会福祉協議会として、地域で暮らす人の思い、活動をより多くの方に知っていただけるよう、“伝え手”と“聞き手”をつなぎ、地域のつながりの輪を広げていきたいと考えています。

【広島県身体障害者団体連合会 提供資料 1-4 無料講師派遣】

地域共生に向けた
第一歩！

福祉教育から はじめています



令和3年度から、三次市身体障害者連合会と三次市社協と一緒に、市内の小・中学校に出向いて授業を行う「障害」への理解に関する啓発授業に取り組んでいます。

これは、地域で暮らす障害者の生活や課題、取り組み等について関心を深めてもらえるよう、積極的に当事者発信の働きかけをしていこうというものです。

人との出会いや交流機会をつくり、関りを増やしていくことで、地域共生社会の実現に向けた取り組みをすすめています。

これまでの活動

令和3年5月18日(火)

三和小学校 5年生 13名

「障害についての理解を深めよう」というテーマで、視覚障害の当事者としての経験・思いを話されました。子ども達には“音の出る信号機”の役割を考えてもらったり、当事者への声かけなど、自分たちにできる手助けについて考えてもらいました。



令和3年10月21日(木)

十日市中学校 1年生 105名

視力が低下して支えが必要となった時「助けてください」と声を出すのは勇気がいったが、皆がやさしく応えてくれるので安心します」と話されました。「困っている人を見かけたら、自分から声をかけたい。」と感想がありました。



人前で話すのは緊張したなあ…でも、少しずつ慣れてきました。

【広島県身体障害者団体連合会 提供資料 1-5 無料講師派遣】

令和3年11月5日(金) 布野中学校 全校生徒・保護者 40名

「あるがままの自分を受け入れた74年」というテーマで、聴覚障害の当事者としての経験や、日常生活で思うことなどお話ししてもらいました。「幼い頃は困ることが多かったが、先生や周りの人の支えがあり目標を持って過ごすことができました。困っている人がいたら声をかけてください」と伝えられました。



令和3年11月26日(金) 田幸小学校 全校生徒 48名

「見えないってどういうことだろう…」と考えてもらうため、三次市障害者支援センターに作ってもらったスペシャル動画「くーまさんのお散歩」の上映や、弱視体験メガネを使って“見えにくい”体験をしてもらいました。

授業後、子ども達一人一人から、お手紙をいただきました。ありがとうございました。



※「くーまさんのお散歩」は「三次市障害者支援センター YouTube チャンネル」からご覧いただけます。ぜひ見てみてください。



【広島県手をつなぐ育成会 提供資料2-1】

第46回 広島県知的障害者福祉大会 広島中央大会
 第19回 はつらつ大会（本人大会） 広島中央大会
 要綱（改訂版）

1 趣 旨	<p>新型コロナウイルス（COVID-19）のパンデミック（世界的流行）により、昨年度開催予定の当大会は延期となるなど「感染症」という未知の脅威に翻弄された。それは、日常という「当たり前」の暮らしそのものが失われ、「新たな生活様式」を身につけなければならないという未曾有の災害であった。</p> <p>他方、知的障害のある方々の「親なき後」の問題は、生活の場を入所施設に求めた時代から、ノーマライゼーション思想を背景の一つとした地域福祉への転換が協調されて久しい今日まで、連続として解決されない課題である。</p> <p>政策や運動、その時代の社会背景に大きな影響を受け、生活の場のあり様、暮らしのあり様の理想とされる姿は変化している。特に、人の尊厳を「生命をつなぐ」だけではない「その人らしさ」という生活の質的課題や意思決定への要求が高まっている。さらに、グループホームをはじめとする様々な制度サービスが地域生活を見据えた社会資源として整備されつつあるものの、親や家族は依然として、当事者や家族が抱える将来への不安を言い表すことばに、「親なき後」というキーワードは鎮座し続けている。</p> <p>今大会では、コロナ禍であっても本人が地域の中で「健やかに、幸せに、遅しく」育っていけるよう、知的障害のある方々と家族にとっての「親なき後」の不安について共に考えていきたい。</p>
2 主 題	<p>メインテーマ 「キラッと光る未来」</p> <p>○一般大会 「コロナおさまれ！ひろがれエガオ」</p> <p>○はつらつ大会（本人大会） 「かさなる笑顔とつなぐみんなの輪」</p>
3 主 催	<p>一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 （主 管 東広島市手をつなぐ育成会） 広島県知的障害者福祉協会 広島県特別支援教育研究連盟</p>
4 共 催	<p>東広島市 竹原市 大崎上島町</p>
5 後 援	<p>広島県 広島県教育委員会 東広島市教育委員会 社会福祉法人広島県社会福祉協議会 広島県民生委員児童委員協議会 一般社団法人広島県医師会 一般社団法人広島県歯科医師会 中国新聞社 中国新聞社会事業団 広島県連合小学校長会 広島県公立中学校長会 広島県国公立幼稚園・こども園連盟 広島県特別支援学校長会 東広島市特別支援学級・通級指導教室設置校校長会 広島県PTA連合会 広島県特別支援学校PTA協議会 広島県身体障害者施設協議会（順不同）（予定）</p>
6 期 日	<p>令和3年12月20日（月）DVD配布予定</p>
7 会 場	<p>育成会総合福祉センター1階研修室・他 （広島市西区打越町17-27 電話 082-537-1773）</p>

【広島自閉症協会 提供資料4】

サカスタ、感覚過敏のファンに配慮「センサリールーム」 広島、国内初の常設へ（中国新聞デジタル）

広島市中区の中央公園広場に建設が計画されているサッカースタジアムに、感覚過敏を抱えるファンに配慮した観客席「センサリールーム」が常設される見通しになった。事業主体である市が、設計・施工業者に求める施設の仕様に関する文書に盛り込んだ。発達障害などがあり、大音量や強い照明、人混みが苦手なパニックに陥る人たちが安心して観戦できる環境を整える。欧米のスタジアムでは整備が進むが、国内のサッカー場での常設は初めてという。



国立競技場に仮設されたセンサリールームで、YBCルヴァン・カップ決勝を観戦する家族＝1月4日（Jリーグ提供）

センサリールームでは一般的に室内を薄暗く保ち、スピーカーの音量にも配慮する。人混みや周囲の視線を気にせず、ガラス越しに観戦を楽しむことができる。

▽識者「意義深い」と評価

要求水準書では、興奮を落ち着かせるための休憩スペースの確保や、聴覚障害者の補聴器の聞こえを支援する装置を観客席の900席以上に整備することも明記した。市スタジアム建設部は「多様な障害に配慮し、スタジアムで観戦したくてもできないという人をなくしたい」とする。

発達障害などがあるファンに配慮したスポーツ観戦の環境整備は近年、国内でも広がりつつある。

J1川崎フロンターレの本拠地、等々力陸上競技場（川崎市）では19年7月、親会社の富士通など3社と川崎市が主導し、国内で初めてセンサリールームを仮設した。今年1月、いずれも東京・国立競技場であったサッカーの天皇杯全日本選手権とJリーグのYBCルヴァン・カップの決勝でも同様の取り組みが実施された。

発達障害に詳しい広島大大学院の氏間和仁准教授（特別支援教育学）は「センサリールームが常設されることが意義深い。発達障害の子どもや家族たちへ、いつでも観戦に訪れて、というメッセージになる。感覚過敏の啓発にもつながる」と期待を寄せる。（高本友子）

<クリック>新サッカースタジアムの建設計画 広島市、県、広島商工会議所などが2013年に検討協議会を設置。19年5月に建設に向けた基本方針を、20年3月に基本計画を決めた。約8万5600平方メートルの中央公園広場の西側に整備し、3万人規模を収容。全ての観客席を屋根で覆う。スタジアムの東西は、物販やスポーツ施設も視野に子どもから大人まで集える「広場エリア」とする。事業費は約270億9900万円を見込む。

参考資料1 令和3年度 広島県あいサポート企業・団体表彰について

1 趣旨

平成23年10月から取り組んでいる「あいサポート運動」が、各地域において実践され、全県に広がるよう、他の模範となる先導的な福祉・地域活動を行っている「あいサポート運動企業・団体」を表彰する。

2 現状・背景

障害の有無に関係なく、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するには、企業・団体に対し障害への理解や合理的配慮の提供を呼びかけ、社会参加の障壁を取り除いていく必要がある。

3 概要

(1) 実施主体

広島県

(2) 実施時期

令和3年10月下旬

(3) 実施内容

先導的な取組を行っている「あいサポート運動企業・団体」に対する表彰

(4) 公表等

新型コロナウイルス感染防止対策のため、表彰式に代えて、県ホームページ等で広く公表を行う。



4 その他(関連情報等)

(1) 表彰企業・団体一覧

企業・団体名	業務の概要	取組開始	取組内容
一般財団法人 呉YWCA (呉市幸町3-1)	女性の自立を支援するための各種講座及び事業, 児童・青少年の健全な育成事業, 支援を必要とする人々に対する地域福祉事業 他	昭和53年 (音訳グループ) 平成5年 (就労継続支援B型事業所)	○視覚障害者の方への市政だより等の音訳による情報提供活動 ○点訳・朗読奉仕者養成に向けた支援活動 ○若年性パーキンソン病勉強会の開催など障害に対する啓発活動 ○地域の障害者支援施設製品の販売支援
有限会社 三福林 (福山市曙町 3-2-24)	企業向け給食弁当 製造販売	平成27年	○特別支援学校就労サポート隊ひろしま登録(登録番号第41号 平成27年2月9日) ○福山北特別支援学校職場実習の受入(随時) ○福山市内の障害者支援施設製品の販売支援 ○障害者雇用の促進

企業・団体名	業務の内容	取組開始	取組内容
白い杖SOSシグナルを ひろめる会広島 (広島市西区古江西町 17-42-8)	視覚障害者の方が安心して外出できるような環境づくり、視覚障害に対する理解を深めることにより、声の掛けやすい環境づくりを目指す	平成29年	○広島市社会福祉協議会「ガイドヘルパー登録者研修」、県「あいサポート研修」等、幅広い研修に対する支援活動 ○小学校、中学校、専門学校、企業、社会福祉協議会、地域の集まりなど、様々な関係者との連携、協働による講演会や実演会の実施など、障害に対する幅広い啓発活動
つばめ交通株式会社 (広島市東区牛田本町 4-5-1)	総合旅客輸送業	平成31年	○車椅子ユーザーに対して、個別に対応できる乗務員を担当とするなど障害者の方への支援 ○天候を考慮し、雨天時等に、迎車車両を確保するなど、障害者の方の利用への支援 ○利用者への介助等の学習会実施 (タクシー課ミーティング<全乗務員参加>での学習会の継続実施)
マイクロンメモリジャパン 合同会社 (東広島市吉川工業団地 7番10号)	半導体メモリの開発・販売	令和元年	○東広島市社会福祉協議会との連携による地域小学校への障害に対する啓発活動 ○広島国際大学、NPO、県商工労働局、地域生活支援センター、広島県障害者スポーツ協会等と協働、連携した障害に対する幅広い啓発活動 ○自社の障害を持った職員に対する環境改善活動に向けた従業員ボランティアグループの育成

(2) 「あいサポート企業・団体」認定数

799企業・団体 (令和4年3月末現在)

参考資料2 一般社団法人お好み焼アカデミーと連携したヘルプマークの普及啓発について

第5波のコロナ感染者数も激減し、日本国内における必要回数のワクチン接種を受けた人の割合も、60%を超えてきました。年末に向けて従来の生活や経済活動が戻ってくる期待が膨らんで参りました。しかしながらこれからのポストコロナの時代が、元通りの社会や生活かと問われれば、間違いなく皆さんは、違うと答えられると思います。では具体的に、どう変わるのか？

その答えは、きっと皆さんのお店に来られるお客様の動向や、会話の中にあると思います。密にならない時間帯やレイアウト、少人数用の席で利用したい。卓上の備品（調味料、香辛料、つまようじ等）を共有したくない。

**一般財団法人
お好み焼アカデミー**

アカデミー
便り

第十号
2021年10月



お好み焼アカデミー
代表理事 佐々木茂喜

「お好み焼」は、これまでも時代を超えて、世の中に元気と笑顔を届けて参りました。これからも間違いなくポストコロナにマッチした店舗運営や、新メニューが開発されると信じています。共に頑張つて参りましょう。

テイクアウトは勿論の事、なおかつ出来立て感や美味しさの追及、工夫をしてほしい。お店のクリンネスが今まで以上に気になる等々。

データで振り返るコロナ渦

会員店舗様へお知らせ

アカデミー事務局から、会員店舗様へ様々なサービスをご案内させていただきます。店舗運営にぜひお役にください。
※一部、対象のエリアが限られています。
気になるトピックや導入したい項目があった場合は、QRコードを読み取っていただくか、お好み焼アカデミーまでご連絡ください。(TEL:082-563-2222 平日9:00~17:00)

申し込みはコチラ



ヘルプマーク

会社概要

助け合いのしるしであるヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見からはわからなくても障害などにより援助や配慮が必要な方が身につけているマークです。
このマークを電車等で見つけた際には、席を譲るなどの配慮をお願い致します。

この取り組みをさらに知っていただくため、ポスター・チラシやステッカーの掲示などの普及啓発に取り組んでいます。

ご協力いただける会員店舗様を募集しておりますのでよろしくお願いたします。

広島県障害支援課
広島県広島市中区基町10番52号



令和3年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿

区分	No	所 属	氏 名
学識経験者	1	広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授	横藤田 誠
障害当事者 団体	2	広島県身体障害者団体連合会 会長	村井 憲治
	3	広島県手をつなぐ育成会 会長	金子 麻由美
	4	広島県精神保健福祉家族会連合会 代表理事	岡本 智恵子
	5	広島県視覚障害者団体連合会 会長	橘高 則行
	6	広島難病団体連絡協議会 副会長	河中 郁典
	7	広島自閉症協会 理事長	小野塚 剛
	8	高次脳機能障害サポートネットひろしま 理事長	濱田 小夜子
	9	広島聴覚障害者協会 代表理事	蔵本 則彦
	教育	10	広島県特別支援学校長会 会長
11		広島県特別支援学校PTA協議会 会長	原田 尚英
福祉等	12	広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	小池 英樹
	13	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	古江 由紀枝
	14	広島県身体障害者施設協議会 副会長	小谷 貴弘
	15	広島県知的障害者福祉協会 副会長	井上 一成
	16	広島障害者職業センター 所長	高杉 勲
保健・医療	17	広島県医師会 常任理事	大本 崇
	18	広島県歯科医師会 理事	新谷 宏規
	19	広島県看護協会 副会長	松田 尚美
	20	広島県精神科病院協会 議長	長尾 正嗣
事業者	21	広島県商工会議所連合会 事務局長	伊木 剛二
	22	広島県商工会連合会 専務理事	長谷川 信男
	23	広島県経営者協会 専務理事	中野 博之
	24	広島県生活衛生営業指導センター 専務理事	荒川 勇
	25	広島県宅地建物取引業協会 専務理事	石原 壽之
	26	全日本不動産協会広島県本部 本部長	伊折 一夫
	27	広島県バス協会 専務理事	赤木 康秀
法曹等	28	広島弁護士会 弁護士	菊永 将浩
	29	広島司法書士会 会員	石樵 美子
国行政機関	30	広島法務局 人権擁護部 第二課長	若槻 靖夫
	31	広島労働局 職業安定部 職業対策課長	永谷 博之
	32	中国運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長	大谷 裕史
県行政機関	33	広島県 環境県民局 消費生活課長	佐伯 美香
	34	広島県 健康福祉局 健康対策課長	西丸 幸治
	35	広島県 健康福祉局 障害者支援課長	西尾 雅敏
	36	広島県 商工労働局 雇用労働政策課長	有馬 由美
	37	広島県 教育委員会管理部 総務課長	江原 透
	38	広島県 教育委員会学びの革新推進部 特別支援教育課長	玉木 昌裕
	39	広島県 警察本部警務部 警務課長	若林 栄児